

小平市立小平第三中学校 いじめ防止基本方針

I いじめ問題に対する基本方針

1 いじめとは

この法律において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法 第2条 第1項】

いじめは絶対許されない人権侵害である。いじめは生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

2 いじめに対する基本認識

本校教職員は、日常的に生徒一人一人の小さな変化を見逃さず迅速に対応するとともに、以下の基本認識を踏まえ、常に危機感をもって、保護者、地域、関係機関と連携して取り組む。

- ① いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であるとともに、生命や心身に重大な危険を生じさせるものであり、決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われる。
- ④ いじめは、遊びやふざけあいを装って行われ、大人が気付かなく判断しにくい形をとる。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により犯罪行為として取り扱われるものがある。
※いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合は、警察への相談・通報を行う
- ⑥ いじめは、教職員の対応力が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、特定の教職員で抱え込まず組織的に対応し、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携してその問題解決を図られなければならない。
- ⑧ いじめは、いじめられる側にも問題があるとの認識は間違っている。
- ⑨ いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものである。

3 基本方針

本校の「いじめ問題に対する基本方針」は、下記の5点とする。また、具体的方策については、「II 未然防止」を以下に掲げる。

- ① 「いじめを生まない、許さない学校づくり」を進める。
- ② 教職員の「気付く力」を高め、生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない。
- ③ 生徒をいじめから守り通し、いじめ解決に向けた行動を促進する。
- ④ 全校体制による組織的対応を行う。
- ⑤ 保護者・地域・関係機関との適切な連携を進める。

II 未然防止

1 教職員の気付き

教職員は「いじめ」についての正しい認識と人権感覚を磨き日頃から生徒の些細な変化に気付く力を高めることが大切である。生徒の表情や服装、声の大きさやトーン、いつもと違った行動パターン、食事のとり方、持ち物など、生徒とともに活動しながらその心情の状態を推し量る感性を磨くことが、いじめの未然防止に不可欠である。

特に配慮が必要な以下の生徒については、特別支援校内委員会が教職員への正しい理解の促進を行う。また、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、校内の教職員の情報共有、周囲の生徒に対する適切な指導を組織的に行う。

- ア 発達障がいを含む障がいのある生徒
- イ 海外から帰国した児童・生徒や国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる生徒
- ウ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒
- エ 新型コロナウイルス感染症等の感染者に対する差別や偏見

2 自尊感情の醸成

授業をはじめとして学校の教育活動全体を通して、全ての生徒が「認められている」「満たされている」という思いを抱くことができる機会を提供し、生徒の自尊感情を高めていく。また、家庭や地域の方々にも協力を求めていくことで、生徒が幅広い大人から認められているという思いがもてるよう工夫する。さらに、それぞれの違いを認め合う仲間づくりや、自分のことも他者のことも大切にする気持ちを育てる。

3 人権教育、道徳教育・特別活動の充実

いじめは人権侵害であり、人間として許されない行為であることを「人権教育プログラム（学校教育編）」（毎年3月 東京都教育委員会）を始め、様々な参考資料を活用し、全ての教育活動の場面を通して生徒に理解させる。

また、道徳科の授業、特別活動の学級活動等を通して思いやりの心を育みながら、いじめを傍観しない基盤づくりを進め、相手の考えを尊重して話し合うことができるコミュニケーション力を高め、望ましい人間関係が構築できるようにするなど、人権を尊重し豊かな心を育てる。

4 信頼関係の構築

生徒は教職員の言動に対して常に目を向けている。そのため、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりする場合がある。そのことを踏まえ、生徒との信頼関係を構築するためにも教師としての誇りと責任をもって向き合う。

また、教職員間の共通理解や信頼関係の希薄なところに、いじめを見逃し助長してしまう土壌が生まれることを踏まえ、互いの学級経営や授業、生徒指導等について意見交換し気軽に話し合える職場の雰囲気づくりに努める。

5 生徒会による取組

いじめ撲滅運動の実施や生徒会サミットへの参加、挨拶運動を通して、生徒の主体的な活動により、自らの手でいじめを根絶していく意識を高め実践できるよう支援する。

6 組織体制

いじめ問題に迅速・適切に対応するため、校内に「いじめ対策委員会」を設置する。
その構成は次のとおりとする。

校長・副校長・生活指導主幹(いじめ対策主任)・主幹教諭・学年主任・10組主任・特別支援主任・
養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

III 早期発見

1 共感的生徒理解

いじめを見逃さない第一歩として、未然防止と同様に生徒の些細な言動から敏感にその心情を感じ取り、課題によっては毅然とした対応をしつつ、生徒の気持ちや行動、価値観を共感的に理解する。

2 いじめ発見の手だて

(1) いじめの「見える化」

ア スクールカウンセラーによる全員面接

中学1年生対象の「スクールカウンセラーによる全員面接」を通して、中1ギャップを含めた生徒の心情把握とスクールカウンセラーとの関係構築を図る。

イ 全教職員による校内巡回等を通じた生徒観察

学級経営を学級担任まかせとせず、管理職をはじめスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや全教職員が、校内巡回を通して複層的な視点で生徒たちの変化をいち早く把握する。

ウ 相談窓口の周知

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を推進するとともに、市の「いじめ・体罰ホットラインメール」をはじめとする、相談窓口を繰り返し生徒及び保護者へ周知する。

エ 校内研修の実施

年3回の校内研修会で「学校いじめ防止基本方針」や「生徒指導提要」の理解を推進し、いじめの兆候や危険信号を見逃さない教職員の資質向上を図る。

(2) 「いじめ実態調査」の実施

いじめの実態把握のため、年間3回の「ふれあい月間」及び「学校生活アンケート」を毎月(ふれあい月間以外の月)実施し、実態を把握する。収集した情報に基づき生徒に事実確認を行い、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと協力して生徒に心理的負担を与えないように配慮する。

(3) 保護者・地域との連携

ア 各種たよりや保護者会の活用

学校の取組姿勢を保護者に理解してもらうために、学級・学年・学校だより等を活用してその情報提供に努めるとともに、保護者会の場を通じていじめ防止基本方針等について保護者に対して説明する。

イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの紹介

保護者や生徒の相談窓口を広げるために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを年度当初の保護者会等で紹介し、相談の方法等について説明する。

3 いじめの特性理解

(1) いじめはどの生徒にも起こりうる

いじめの被害者・加害者は、時間の経過とともに大きく入れ替わるので(国立教育政策研究所 生徒指導研究センターによる調査より)、被害者や加害者になりそうな生徒を発見・予見して対応しようとするのはもちろんだが、常に生徒全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。

(2) いじめは見えにくい

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われる。また、遊びやふざけあい、仲間のような関係性を演出する場合が多い。さらに、いじめは傍観者も含め「四層構造」をもっている。また、いじめられても「我慢すれば済む」「他の人に迷惑をかけたくない」「被害が悪化するから」と相談しない生徒が多い。

(3) いじめには様々な態様がある

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間外れ、集団から無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたりする。
- ⑧ SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

前記の行為が抵触する可能性のある刑罰法規

- ① 脅迫、名誉毀損、侮辱
- ② 該当無し
- ③ 暴行
- ④ 暴行、傷害
- ⑤ 恐喝
- ⑥ 窃盗、器物損壊、横領
- ⑦ 強要、強制わいせつ
- ⑧ 名誉毀損、侮辱

いじめられている生徒の生命・心身の安全が脅かされている場合には、いじめられている生徒を守り通す観点から、毅然とした対応をとる。また、いじめの行為によっては、大人であれば犯罪行為として扱われる場合があることを周囲の大人も認識し、生徒の指導に当たる。

4 相談体制の整備

生徒によるいじめについての相談は、被害が悪化することへの恐れをもちながら、勇気をもって踏み出したと捉えることが大切である。そのため、対応には細心の注意を払う必要がある。

ア 本人からの訴え

いじめを訴えた生徒の心身の安全を保障することを約束し、全力で守り通すことを伝える。具体的には、いじめをしている生徒へのアプローチの手順に関する確認や保護者への連絡の仕方、学校生活の中で教職員の目が届かない時間をつくらないこと、体調不良時の避難場所等、本人の心のケアをしながら手だてを講じていく。

イ 周囲の生徒からの訴え

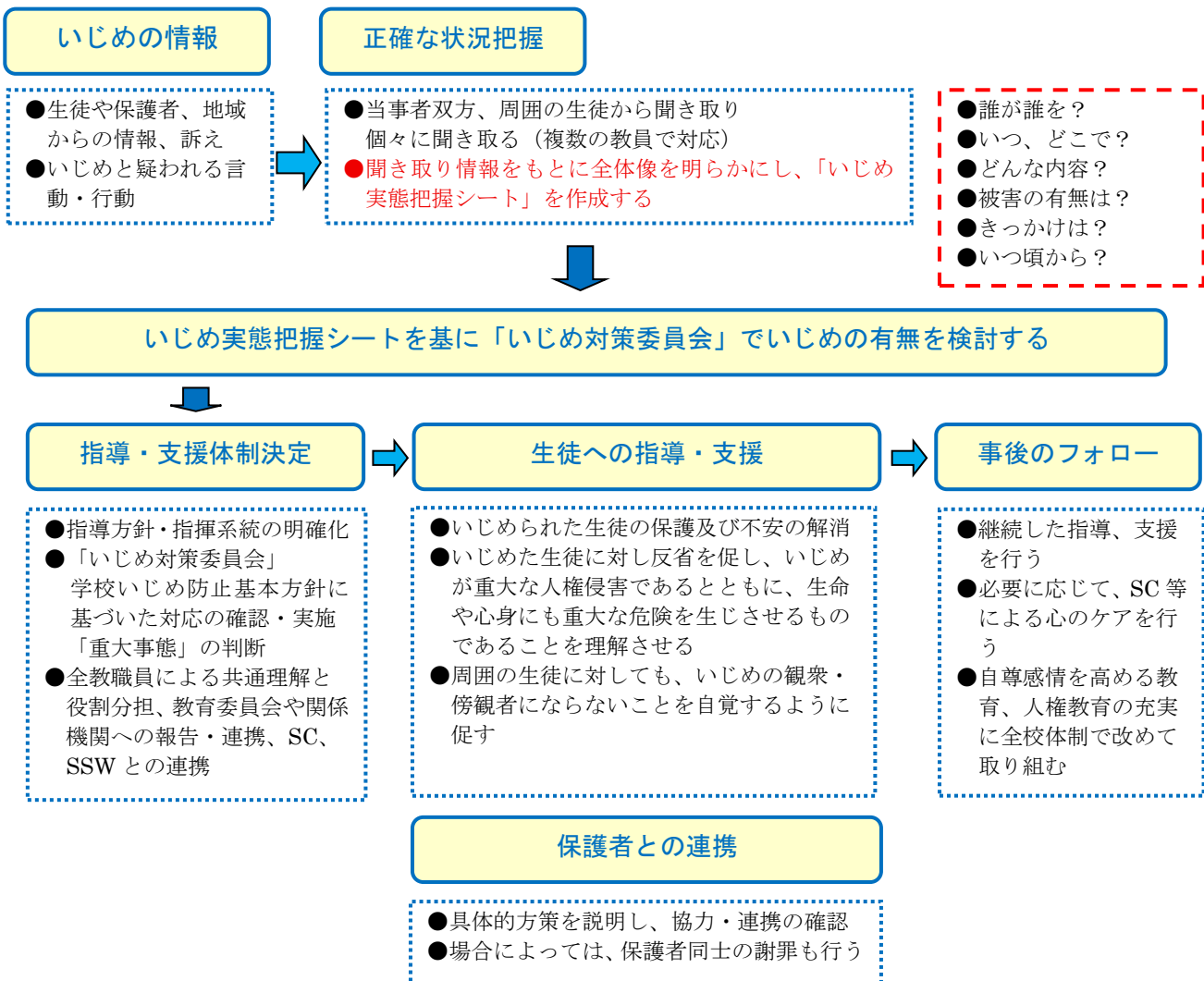
新たないじめのターゲットとならないよう、聞き取りの時間や場所に配慮し、発信元が特定されないよう秘密を守ることを約束し、安心感を与える。

ウ 保護者からの訴え

日頃から信頼関係を構築することを心掛け、こまめな連絡体制をとっておく。生徒に関する良い情報を可能な限り積極的に提供し、相談しやすい環境を整える。相談には真摯に対応し、保護者の思いを傾聴してその理解に努める。

IV 早期対応

1 対応のフロー



2 「いじめ対策委員会」のはたらき

「いじめ対策委員会」のはたらきとしては、いじめ問題に特化して取り扱うこととし、そこで報告・協議された内容は、職員会議等で全教職員に周知される。

なお、緊急対応時には、「いじめ対策委員会」を本部として、小平市教育委員会、警察等の諸機関と連携し各対応にあたる。

3 生徒・保護者対応、いじめの解消

(1) いじめられた生徒

- ① 生徒：共感的に対応し、事実確認とともに「守り通すこと」「秘密を守ること」、「解決に導くこと」を伝える。また、いじめを受けたことにより、授業に参加できない場合は、別室による学習支援やオンライン授業等を実施し、学習の支援を行う。
- ② 保護者：速やかに確認した事実を伝えるとともに、今後の指導方針を説明する。継続して連携し、最終的な解決まで取り組むことを伝える。生徒の様子の変化への注意を要請する。

(2) いじめた生徒

- ① 生徒：事実確認とともに、いじめをした気持ちや背景を十分に聞き取る。毅然とした指導とともに、いじめが重大な人権侵害行為であり、生命や心身にも危険を生じさせるものであることを理解させる。
- ② 保護者：速やかに確認した事実を伝えるとともに、事の重大さを認識させ、今後の指導方針を説明する。家庭における生徒への関わり方等について助言する。

(3) いじめの解消

いじめの行為が少なくとも3か月継続して止んでいること、被害生徒が苦痛を感じていないことを目安とする。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【いじめ防止等のための基本的な方針（最終改定：平成29年3月14日）】

V ネット上のいじめ対応

1 ネットの特性理解

「ネット上のいじめ」は、ネットがもつ匿名性と簡易性から、発見と指導が困難であること、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなってしまうこと、短期間に深刻な状態にいたる、などがある。また、一旦流出した個人情報回収が困難であり、画像等は情報の加工が容易にできるため、その影響は計り知れない。

2 未然防止のための手だて

学校では、安全指導や一声指導を通して情報通信機器の適正な利用・SNSにおける情報モラル教育を充実させる。また、生徒会より「小平三中SNSルール」について朝礼等で定期的に周知する。家庭においては、フィルタリングだけでなく、使用上のルール作りを行い適正な利用に関する指導を行う。

3 専門機関との連携・対応

SNSトラブル等の指導が困難な場合は、警察等の関係機関と連携して対応する。また、生徒には前述の「いじめ」への対応に準じて適切に対応していく。

VI 体制整備

1 校内体制

① いじめ対策委員会（再掲）

校長・副校長・生活指導主幹(いじめ対策主任)・主幹教諭・学年主任・10組主任・特別支援主任・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

「いじめ対策委員会」のはたらきとしては、いじめ問題に特化して取り扱うこととし、そこで報告・協議された内容は、職員会議等で全教職員に周知される。

また、緊急対応時には、「いじめ対策委員会」を本部として、小平市教育委員会、警察等の諸機関と連携し各対応にあたる。なお、いじめの対応経過及び学校いじめ対策委員会の対応経過の記録を作成し、保存する。

② 情報共有

生徒の進学・進級や転学時における適切な引継ぎ及び情報共有を分掌・学年主任を中心に組織的に行う。

③ いじめ防止指導計画の策定

年間を見通したいじめの未然防止を行うため、翌年度の指導計画を年度末に策定する。「いじめ対策委員会」、「実態把握調査」、「いじめアンケート」、「教育相談機関」等を主な内容として盛り込むこととする。校長は、学校評価にいじめの取組状況に関する評価項目を位置付け、PDCAサイクルで組織的に取り組む。

2 教育委員会、警察等の関係機関との連携

重大ないじめと判断した場合には、速やかに小平市教育委員会へ報告し、問題の解決に向けた指導助言を受ける。また、解決困難な事案については、警察等の関係機関の協力を受け早期の解決を図る。

いじめを受けた生徒の心身の保護のため必要と認める場合や、再三の指導を受けたにもかかわらず、いじめを繰り返す生徒に対しては、小平市教育委員会の助言を受け、校長が出席停止等の措置を講じる場合がある。

VII 重大事態

1 重大事態とは

重大事態の定義は、法第28条第1項において、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」と規定されている。また、重大事態として、その判断の基準を以下のように示している。

- 児童・生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日を目安とする連続した欠席がある場合
- 児童・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合

2 重大事態への対処

- ① 重大事態の判断は、法に基づき教育委員会又は学校が行う。なお、学校が判断する際は、いじめ対策委員会において判断する。
- ② 教育委員会や関係諸機関と連携し、事実関係を明確にするための調査（情報収集、記録の共有）を全校体制で行い、解決に向けて徹底した対応を図る。
- ③ 生徒や保護者からの申し立て等に基づき、適切かつ真摯に対応する。
- ④ 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、速やかに警察と連携し対応する。
- ⑤ いじめを受けた生徒及びその保護者、いじめに関係した生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

3 再発防止

いじめ対策委員会にて再発防止に資する対応策の検討、いじめ防止基本方針の見直しを行う。

VIII 生徒、保護者、地域への周知

学校いじめ防止基本方針については、年度当初に全ての生徒、保護者、地域に説明するとともに、学校ホームページ等で周知する。